

NPO法人 REMNANT KOBE 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、NPO法人 REMNANT KOBEという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県神戸市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、外国人児童、その他すべての子どもたちに対して、日本語教育支援、外国語教育支援事業、TCKの健全育成を図る事を行い、国際的次世代人材育成・外国人居住者の居場所づくり・世界平和に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 日本語教育支援事業
- (2) 外国語教育支援事業
- (3) TCKの健全育成を図る事業
- (4) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(会員の種類)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助の意思を持つ個人又は団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、その旨を文書で理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会の申し出があったとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で理事長に提出して任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数の3分の2以上の同意により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉をき損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。

(抛出品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の抛出品は、これを返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
- (2) 監事 1人以上
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 16 条 役員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に就任後 2 事業年度が終了した後の通常総会において後任の役員が選任された場合は当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後に後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数が役員の総数の 3 分の 1 以下でなければならない。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 20 条 この法人に事務局長その他職員を置くことができる。

2 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

第 5 章 総会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業報告及び決算

(5) 役員の選任又は解任及び報酬

(6) 入会金及び会費の額

(7) 会員の除名

(8) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数 3 分の 1 以上から、会議の目的を記載した書面または電磁的方法により招集の請求

があったとき。

(3) 第 15 条第 5 項第 4 号に基づき監事から招集があったとき。

(招集)

第 25 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 1 4 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選任する。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 3 分の 2 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、総会に出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 前 2 項の規定にかかわらず、理事又は正会員が総会の目的である事項について提案をした場合において、当該事案につき正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は平等なるものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、第 27 条、前条第 2 項、次条第 1 項第 3 号及び第 48 条の規定の適用については、出席したものとみなす。

3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する正会員は、その事項について表決権を行使することができない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員の現在数

(3) 総会に出席した正会員の数（書面又は電磁的方法による表決者及び表決委任者がある場合にあってはその数を付記すること。）

(4) 議長の選任に関する事項

(5) 審議事項

(6) 議事の経過の概要及び議決の結果

(7) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名・押印しなければならない。

3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (2) 理事の職務
- (3) 借入金、その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (4) 総会に付議すべき事項
- (5) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (6) 事務局の組織及び運営
- (7) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的を示して招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号に基づき監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第36条 理事会は、理事総数の3分の2の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第37条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。この場合において第36条及び次条第1項第2号の規定の適用については、出席したものとみなす。
- 3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する理事は、その事項について表決権を行使することができない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事の総数、出席した理事の数及び氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつてはその旨を付記すること。）
- (3) 審議事項

- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名・押印しなければならない。

第7章 資産及び会計等

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 資産から生じる収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長の責任のもと作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、予算成立までは、前事業年度の予算に準じ執行することができる。

2 前項の規定による執行は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長の責任のもと作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に定める以下の事項に係る定款の変更の場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的

- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

（解散）

第 49 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第 1 号の事由により解散する場合は、正会員総数 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。
- 3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第 50 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したとき残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、解散時の総会において決定された法人に譲渡するものとする。

（合併）

第 51 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 3 分の 2 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告

（公告の方法）

第 52 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに官報に掲載して行う。ただし、貸借対照表の公告については、この法人の掲示場に掲載して行う。

第 10 章 雑則

（施行細則）

第 53 条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。
 - 理 事 長 金 大 鎮
 - 副理事長 康 本 盛 皓
 - 理 事 中 野 典 子
 - 監 事 李 鳳 珠
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から令和 9 年 6 月 30 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、この定款の規定にかかわらず、設立総会で定めるものとする。

のとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から令和8年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、この定款の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員	個人	団体
① 入会金	0円	0円
② 年会費	500円	500円
(2) 賛助会員		
① 入会金	0円	0円
② 年会費	3,000円	3,000円

役員名簿

NPO法人 REMNANT KOBE

役 名	氏 名	住所又は居所	報酬の有無
理事長	きむ でじん		無
	金 大 鎮		
副理事長	やすもと もりひろ		無
	康 本 盛 皓		
理事	なかの のりこ		無
	中 野 典 子		
監事	り ほうしゅ		無
	李 鳳 珠		
以下余白			

設立趣旨書

1 趣 旨

神戸市の統計によりますと令和6年10月末現在、市内には58,946人の外国人住民が住民基本台帳に登録されています。これは、兵庫県全体が令和5年12月末現在131,756人ですから、県内の約3分の1の外国人が神戸市に住んでいることとなります。

特に、令和5年時点での市内公立学校に在籍する外国籍児童・生徒数は1635人であり、この数は5年前と比べる32.3%も増加しています。

この子どもたちを教育学の観点ではTCK（サード・カルチャー・キッズ）日本語では「第3文化圏の子どもたち」というふうに言います。この子どもたちは、外国人なのにも関わらず、日本で生まれ育ち、多くの場合は就学前まで、自分が外国人だということを知らずに成長します。そして小学校で他の子どもたちと自分が違うことに気づき、大きな傷を負ってしまうことが多くあります。

この子どもたちを精神的・社会的・家庭的にサポートするためにこの活動はスタートしました。

今は、東南アジア系の子どもたちを中心にほぼ毎日、社会や学校に適應できるように日本の文化や言語を教える活動をしています。

この度、特定非営利活動法人を申請する理由といたしましては、この活動をさらに、地域に定着させるとともに、神戸市のみならず、兵庫県全体、関西圏全体のTCKやサポートを必要とする子どもたちを持続的に、支援することが必要であり、市民・県民の皆様はもちろん行政の方々ともTCK支援のために連携していくことが不可欠であると考えたからです。そのためには個人や任意団体ではなく、社会的にも認められた公的な組織にしていくことが最良の策であり、特定非営利法人格の取得が最適であると考えました。

法人化することによって、組織の発展はもちろん、子ども健全育成のための活動を「継続化」「永続化」することができ、将来的に、子どもたちの正体性（アイデンティティ）に対する理解が深まり素行問題などが解決される結果、地域社会に広く貢献できるものと考えます。

2 申請に至るまでの経過

令和元年 1月	ネパール人親子に対する日本語学習支援開始
令和4年12月	TCKの子どもたちに対する日本語学習支援開始
令和6年10月	会員間で法人化の意思確認
令和7年 9月	設立総会開催

令和7年9月9日

NPO法人 REMNANT KOBE

設立代表者

氏名 金 大 鎮

「設立当初の事業年度の事業計画書」

令和 7 年度の事業計画書

法人成立の日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

NPO 法人 REMNANT KOBE

1 事業実施の方針

設立初年度となる今年は、法人の存在を市民に周知することに努めるとともに、以下の事業を確実に実施する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位:千 円)
(1) 日本語教育支援事業	日本語の習得を必要とする全ての 人に対して、日本語による日本語 教育支援を行う。	(A) 週 に 4 回程度 (B) 主たる 事務所 (C) 2 人	(D) 日 本語が 不自由 なすべ ての者 (E) 5 人	10
(2) 外国語教育支援事業	外国語を日常会話程度習得したい と思うすべての人を対象に当該外国 語教育支援を行うとともに、そ の国の文化についても理解を深め てもらう。 対象言語：韓国語	(A) 週 に 4 回程度 (B) 主たる 事務所 (C) 2 人	(D) 希 望者 (E) 2 人	10
(3) TCK の健全育成を図る事業	TCK(サード・カルチャー・キッズ)教育に対する講演等、当該教育を知らしめ、TCK についての理解を深め、一般の人々への周知をはかるため必要な活動を行う。	(A) 随時 (B) 依頼先 会場等 (C) 3 人	(D) 希望者 (E) 10 人	10

「翌事業年度の事業計画書」

令和8年度の事業計画書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

NPO 法人 REMNANT KOBE

1 事業実施の方針

設立2年度目となるので前事業年度の経験と教訓を生かして以下の事業を確実に実施する。
また、引き続き法人の周知に努める。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位:千 円)
(1) 日本語教育支援事業	日本語の習得を必要とする全ての 人に対して、日本語による日本語 教育支援を行う。	(A)週に4回程 度 (B)主たる事務 所 (C)2人	(D)日本語 が不自 由なす べての 者 (E)10人	20
(2) 外国語教育支援事業	外国語を日常会話程度習得したい と思うすべての人を対象に当該外 国語教育支援を行うとともに、そ の国の文化についても理解を深め てもらう。 対象言語：韓国語	(A)週に4回程 度 (B)主たる事務 所 (C)2人	(D)希望者 (E)5人	20
(3) 子どもの 健全育成を 図る事業	TCK(サード・カルチャー・キッ ズ)教育に対する講演等、当該教 育を知らしめ、TCK についての理 解を深め、一般の人々への周知を はかるため必要な活動を行う。	(A)随時 (B)依頼先会場 等 (C)3人	(D)希望者 (E)20人	20

令和7年度 活動予算書
法人成立の日から令和8年3月31日まで

NPO法人REMYANT KOBE
(単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	5,000		
賛助会員受取会費	0		
受取会費合計		5,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	50,000		
施設等受入評価益	0		
受取寄付金合計		50,000	
3. 受取助成金等			
助成金	0		
補助金	0		
受取助成金・補助金合計		0	
4. 事業収益			
(1) 日本語教育支援事業収益	0		
(2) 外国語教育支援事業	0		
(3) TCKの健全育成を図る事業	0		
(4) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業	0		
事業収益合計		0	
5. その他収益			
受取利息等	0		
雑収益	0		
その他収益合計		0	
経常収益計			55,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
人件費計		0	
(2) その他経費			
会議費	0		
旅費交通費	0		
消耗品費	30,000		
その他経費計		30,000	
事業費計			30,000
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
人件費計		0	
(2) その他経費			
会議費	0		
旅費交通費	0		
消耗品費	20,000		
その他経費計		20,000	
管理費計			20,000
経常費用計			50,000
当期経常増減額			5,000
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益			
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損			
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			5,000
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			5,000

令和8年度 活動予算書
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

NPO法人REMNANT KODE
(単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	5,000		
賛助会員受取会費	0		
受取会費合計		5,000	
2. 受取寄付金			
受取寄付金	100,000		
施設等受入評価益	0		
受取寄付金合計		100,000	
3. 受取助成金等			
助成金	0		
補助金	0		
受取助成金・補助金合計		0	
4. 事業収益			
(1) 日本語教育支援事業収益	0		
(2) 外国語教育支援事業	0		
(3) ICKの健全育成を図る事業	0		
(4) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業	0		
事業収益合計		0	
5. その他収益			
受取利息等	0		
雑収益	0		
その他収益合計		0	
経常収益計			105,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費	0		
役員報酬	0		
給料手当	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	0		
旅費交通費	0		
消耗品費	60,000		
その他経費計	60,000		
事業費計		60,000	
2. 管理費			
(1) 人件費	0		
役員報酬	0		
給料手当	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	0		
旅費交通費	0		
消耗品費	40,000		
その他経費計	40,000		
管理費計		40,000	
経常費用計			100,000
当期経常増減額			5,000
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益			
経常外収益計		0	
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損			
経常外費用計		0	
当期正味財産増減額			5,000
経常外費用計		0	
当期正味財産増減額			5,000
前期繰越正味財産額			5,000
次期繰越正味財産額			10,000